

多治見市公共施設 LED 照明器具リース事業【第 2 期】 仕様書

本仕様書は、多治見市（以下「発注者」という。）が発注する多治見市公共施設 LED 照明器具リース事業（以下「本事業」という。）について、受注者の適正な履行を図るために必要な事項を示す。

1 件名

多治見市公共施設 LED 照明器具リース事業【第 2 期】

2 業務目的

多治見市の公共施設 14 施設において、既設の照明器具を LED 照明器具に交換し、消費電力を抑制することで、温室効果ガスの排出量及び維持管理費の削減を図ることを目的とする。

3 対象施設

リース設計書のとおり

4 設置場所及び数量等

リース設計書のとおり

5 物件の設置期限

令和 8 年 9 月 30 日までとする。ただし、天災地変、社会的事変等、その他の不可抗力により、受注者が当該期限までに設置が困難と見込まれる状況となった場合は、設置期日及びリースの開始日時の変更について、発注者と協議することができる。

6 リース期間等

- (1) リース期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 18 年 9 月 30 日までとする。
- (2) リース期間の開始前であっても、受注者は照明器具を設置した順に、発注者が仮使用を行うことを認めるものとする。仮使用を行う際は、発注者もしくは施設管理者の立会のもと、異常なく点灯等することを確認すること。
- (3) 仮使用の期間中に不点灯・ちらつき等が発生した場合は、その原因が照明器具の不具合、施工不良等によるときは、受注者の負担で速やかに照明器具等を取替、修繕を行うものとする。

7 リース期間満了時の取り扱い

受注者は、リース期間満了時に物件の所有権を発注者に無償譲渡するものとする。

8 適用規格及び参考規格等

本仕様書において規定されていないものは、以下の規格等を適用する。

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事編 最新版）
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事・電気設備工事編 最新版）
- (3) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編 最新版）
- (4) 電気用品安全法（PSE）

日本国内電気用品安全上の基準の内容に準拠するものとする。

- (5) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年 通商産業省令第52号）
- (6) JIS 規格

JISC62504	一般照明用 LED 製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測定方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具-第1部:安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具-第2-1部:定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具-第2-2部:埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具-第2-22部:非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具-第3部:性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具-第5部:配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置-第2-7部:非常時用照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置-第2-13部:直流又は交流電源用 LED モジュール用 制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法-第1部:LED パッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法-第2部:LED モジュール及び LED ライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード（LED）の測光方法-第3部:光束維持率の 測定方法
JISC8153	LED モジュール用制御装置-性能要求事項
JISC8154	一般照明用 LED モジュール-安全仕様
JISC8155	一般照明用 LED モジュール-性能要求事項

9 照明器具等の仕様

- (1) 照明器具等は、事前に照明器具（納入仕様書）等の仕様書を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 照明器具（ランプを含む）及び付属品、その他取り付けに必要な資材等は、新品（未使用）のものを調達し設置すること。

- (3) 照明器具は本体を含めた更新とし、原則、既設器具・ソケットを流用したLEDランプの交換は不可とする。リース設計書でランプ交換の品番等記載があるものは、ランプ等交換で対応する。ただし、ランプ等交換とあるものの調達困難などの事由によりランプ交換ができない場合は、設置方法等を設置前に発注者と協議し設置すること。
- (4) 採用するすべての照明器具等は公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格 JIL5004）に登録対応器種をもつ日本国内メーカーの製品を選定する。ただし、未使用品を使用する場合は、製造から1年以内の製品に限る。なお、複数のメーカー製品を組み合わせて選定することもできるものとする。
- (5) 光源（LED）の寿命は全光束が初期値の70%となるまでの総点灯時間が、4万時間以上の製品とすること。
- (6) 各施設の用途、作業内容ごとに日本産業規格（JIS Z 9110）の推奨照度における基準に適合すること。
- (7) 調理室及び屋外の照明器具は、防湿型、防雨型を基本とすること。（リース設計書参照）
- (8) 既設埋込照明器具等から置き換えに適した寸法、形状の器具を選定すること。また、天井材等にアスベストが含有されている可能性を考慮し、可能な限り建物の修繕を伴わないものを選定すること。
- (9) 埋込照明器具は必要に応じてリニューアルプレート等を設置すること。
- (10) 照明器具の設置においては、危険等必要に応じて適切に落下防止措置を講じること。
- (11) 設置後、照明器具が設置された状態で視認可能な位置に管理用ラベルを貼付すること。ラベルには以下①～③の項目を表示すること。
 - ①受注者名
 - ②連絡先
 - ③リース期間
 - ④照明器具リストと室名入りの施設図面により照明器具を設置した室がわかるようにし整理し、受注者等の連絡先を記入し、発注者及び所管課、施設管理者分を作成提出すること。

10 設置仕様

- (1) 照明器具の設置については、令和8年度多治見市建設工事入札参加名簿（電気工事）の市内区分に登録されている業者の中から選定するよう努めること。
- (2) 設置に際しては、工程及び設置内容について施設管理者と綿密な調整を行った上で施設の運営にできる限り支障をきたさないように行うこと。
- (3) 施設管理者と設置日時、安全管理等に関する調整を十分に行い、受注者の負担で

必要な措置を講じること。特に、調理室内における設置は、調理器具等に適正な養生を行うこと。

- (4) 受注者は、安全管理については十分配慮すること。
- (5) 資機材の搬出入等は、施設利用者及び第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。
- (6) 作業可能日時は以下の通りとする。(詳細は設置計画で協議することとする)
土曜・日曜日及び祝日を除く午前 8 : 30 から午後 5 : 00
ただし、設置内容により施設利用者に危険等が及ぶと判断した場合は、休日及び時間外作業を指定する場合がある。
- (7) 休日及び時間外作業を行う場合は、事前に施設管理者と協議すること。
- (8) 既設構造物等を汚損した場合は、受注者負担にて速やかに復旧すること。
- (9) 設置に先立ち、現地・回路調査等の調査を十分に行うこと。
- (10) 現地・回路調査等と平行して施工を進めるなど、早期設置完了に努めること。
- (11) 設置前後に照度測定を実施し、報告書を提出すること。(任意書式)
- (12) 照度測定箇所及び照度測定時間は、発注者もしくは施設管理者と協議により決定すること。
- (13) 設置後の照度は、設置前およびリース設計書の照度と同等以上の数値を確保すること。
- (14) 照明器具取り付けに際しては、危険等必要に応じて吊りボルト等を適切に施工すること。なお、前述により設置が必要な場合であって、既設照明器具に吊りボルト等が設置されていない場合においては、本契約において設置を行うこと。
- (15) 設置写真は、工事写真の撮り方(国土交通省大臣官房庁営繕部監修)に準拠し、事前に撮影対象、撮影箇所を発注者と協議すること。
- (16) 設置に当たり、必要な届出手続き等を、関係諸官公庁等へ遅延なく適切に行うこと。手続き費用は受注者負担とする。
- (17) 設置前に、設置計画書(工程表、作業体制、安全管理計画等を含む)を提出し、発注者の承諾を得ること。
- (18) 設置期間中、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険等に加入すること。
- (19) 天井等建築物の修繕が必要な場合は、必要に応じて石綿含有建材(アスベスト)に関する事前調査を実施すること。
- (20) 石綿含有建材(アスベスト)調査、運搬及び処分に係る費用は、受注者の負担とし、適切に処分を行うこと。
- (21) 本事業で取り外した照明器具の処分は、法令を遵守し適正に処分すること。また、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを提出すること。既設の安定器の取り外し及び集積に際しては、PCB が含まれることが懸念される安定器は確認を行い、PCB が含まれることが確認された場合は、ただちに発注者に報告するものと

し、その後の対応については、発注者の指示に従うものとする。

11 設置検査

受注者は設置前後における検査等を次のとおり行うこと。

(1) 設置後の動作確認等の実施

受注者は、各 LED 照明器具の設置後、発注者もしくは施設管理者の立会のもと異常なく点灯等することを確認すること。

(2) 設置前後の絶縁測定

設置前後に当該照明回路について分電盤の分岐回路ごとに絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。

(3) 設置前後の照度測定

設置前後に照度測定を実施すること。

(4) 照明器具導入管理台帳の作成

設置した照明器具リストには、照明器具の数量、詳細情報（メーカー名、型番、付帯機能の有無等）を設置施設および室ごとにまとめ、エクセルデータにて作成すること。施設名と室名は発注図面と一致させること。

(5) 設置前後の写真撮影

撮影対象は、照明器具及び部屋の全景等の設置前後の写真とする。

12 提出書類

受注者は、下記の書類（任意書式）を提出すること。

(1) 設置計画書（工程表、作業体制、安全管理計画等を含む）

(2) 照明器具等材料仕様書

(3) 設置写真（作業前後等）（抜粋：発注者と協議）

(4) 打合記録

(5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

(6) その他発注者からの指示書類

13 成果物

受注者は、設置完了後、以下の内容を施設ごとに取りまとめ提出すること。

(1) 照明器具リスト、図面

(2) リース期間中の照明器具保証書

(3) 取扱説明書

(4) その他受注者からの指示書類

14 保険加入

受注者は、物件について自らの費用負担により、動産総合保険等に参加すること。

15 物件の保守・保証

- (1) 物件に対する照明器具保証期間 10 年に設置期間を加えた期間とし、その間に生じた不点灯や不具合等（受注者の責や製品不良に起因する照度低下等を含む。以下同じ。）に係る費用（器具交換、部品交換、出張料金等）は受注者の負担とする。
- (2) 照明器具保証期間中、不点灯・ちらつき等が発生した場合は、その原因が照明器具の不具合、施工不良等によるときは、受注者の負担で速やかに照明器具等を取替、修繕を行うものとする。
- (3) 受注者は落雷等の不可抗力により不点灯や不具合等が発生した場合であっても、その加入する動産総合保険の保証範囲内において取り換え・修理等の補償を行うものとする。なお、動産総合保険の範囲外の負担について、発注者の責による場合は発注者の費用負担として、施工不良等、受注者の責による場合は、受注者の費用負担とする。
- (4) リース期間中において、発注者が照明器具の取り外し、再設置（設置場所の変更を含む）を行う必要が生じた場合、発注者は、あらかじめ受注者に報告するものとする。この場合においては、受注者は当該照明器具の保守・保証の継続及び継続するための再設置の方法等について発注者との協議に応じるものとする。

16 その他

(1) 環境への配慮事項

- ①自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけしないように心がけること。
- ②業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。
- ③清掃等周辺環境美化に努めること。
- ④業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。
- ⑤上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて提出すること。

(2) 妨害又は不当要求に対する通報義務

- ①受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることが

ある。

②受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。